

2009年7月4日

内閣府国民生活局

消費者安全法施行令（案）等意見募集担当 御中

「消費者安全法施行令（案）及び消費者安全法施行規則（案）」に対する意見書

（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)

消費者提言特別委員会

消費者庁及び消費者委員会設置法など関連3法案は、今までの産業育成の行政から消費者・生活者のための行政に大きく方向転換を図ったもので、私たちが期待を寄せる画期的な法律です。私たちは消費者庁が消費者問題に対する司令塔機能を、また、消費者委員会が全省庁に対する監視機能を果たし、消費者・生活者が安心して安全に暮らせる社会の実現がはかれることを強く望んでいます。

消費者安全法は、消費者行政における地方の責務を定める等地方消費者行政の骨格について定めるとともに、消費者庁への情報集約、これに基づく措置要求、勧告権、消費者委員会の勧告権、隙間事案における消費者庁の事業者への執行権限等を定める重要な法律であり、その具体的な適用範囲を定める施行令・施行規則は極めて重要です。

施行令・施行規則（案）については、全体として法の趣旨を踏まえた妥当なものと考えますが、以下についてさらにご検討頂きたく、意見を述べます。

1. 取引分野における「消費者事故等」について

法第2条5項3号（施行令3条、施行規則第3条・第4条）で取引分野における「消費者事故等」が定義され、法令違反の一部に限定されています。しかしながら取引分野における消費者被害は、今まで適用すべき業法がない領域で生じ、大きな被害を生んできました。直接の業法や特別法がない場合に「消費者被害等」に該当しないとすると、迅速な情報の収集や分析が出来ず、消費者庁の機能が十分に果たせないこととなります。

また、取引分野は法第2条6項の「重大事故等」には該当しませんので、法第17条、第19条のすきま対応をとることが出来ません。

消費者事故等の情報は集約・分析・取りまとめを経て、結果が関係省庁に提供され、消費者委員会や国会への報告、公表につながっていきます。同時に消費者への注意喚起規定もありますし、消費者委員会の内閣総理大臣への勧告は消費者事故等に関する情報を踏まえる必要があるとされており、消費者事故等として捉えられないと無意味なものになってしまいます。

以上のことから取引分野における「消費者事故等」の範囲は、法令違反の一部に限定すべきではないと考えます。直接間接を問わず、消費者保護のために事業者の行為を規制している法令に違反する行為はもちろん、その他信義則に反する行為全般を幅広く含めてください。

また政令第3条4号については無効・取消原因を想定していると考えられますが、そうであるなら、特定商取引法の取消権（9条の2、24条の2、40条の2及び3、49条の2、58条の2）も含めてください。

2. 規則4条1号について

例示的に特定商取引法17条が挙げられていますが、より広く不招請勧誘行為を含ませるため、金融商品取引法38条3号も入れるべきです。

説明義務違反の事例については、政令3条2号イなどの解釈により実務上多くのケースに対処できると思われませんが、金融商品のリスクや仕組み等、「事実」に含めるかどうか解釈の余地があるものについても「消費者事故等」に含まれることを明確化するため、規則4条1号に金融商品の販売等に関する法律3条1項を加えるべきです。

3. 「消費生活センターの設置」について

法第10条で消費生活センターの設置が法律的に位置づけられ、施行規則第7条で相談員の資格が明記されました。その中で消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの3資格が明記されたことは永年の実績と実態を考慮したものと評価致します。また、当該3資格の統合は、消費者行政一元化と共にそれを支える資格として統合することが望まれます。資格者には、より強固な消費者問題スペシャリストとして暮らしの安心・安全を支える資格として活躍させることこそ消費者行政一元化の船出にふさわしい喫緊の課題であると要請します。

4. 「消費者事故等の発生に関する情報の通知」について

法第12条2項2号には行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長である通知義務ある者が、消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合、当該消費者事故等による被害拡大、又は当該消費者事故等と同種もしくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に事故発生について通知するとありますが、通知するかどうかの判断は実務上難しいと思われれます。その判断のポイントを規則で定めてください。

以上

【問い合わせ先】

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

世話人 花井 淳子・佐藤 寿美

〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015